

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 外国為替3級 19年10月・20年3月受験用』
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。
この追加情報は、『公式テキスト 外国為替3級 19年10月・20年3月受験用』をお持ちの方が、2020年10月（147回）受験時にご利用いただくにあたり、インコタームズの改訂と外為法の改正の内容をお知らせするものです。

記

◆インコタームズ

インコタームズ®2010が10年ぶりに改訂され、「インコタームズ®2020」として2020年1月1日に発効している。主な変更点はつぎのとおりである。

- ① FCA規則に、売主と買主の合意のもと、買主が「積込済みの付記 (on board notation)」のある船荷証券を要求できる選択肢が規定された。信用状取引の場合、銀行は船積船荷証券もしくは積込済みの付記のある船荷証券を買取の条件としており、これに対応できる。
- ② DATをDPUに改称、同時に指定仕向地は「ターミナル」に限定せず、いかなる場所でも可能とされた。
- ③ CIPにおける取得すべき貨物保険が変更された。

インコタームズ®2010では、CIFとCIPともに、協会貨物約款(C)または同種の約款により提供される補償を取得すべきとされていたが、インコタームズ®2020では、CIPの場合は、売主は協会貨物約款(A)を満たす保険補償を取得すべきと改訂された。ただ、CIFでは取得すべき保険が(C)約款のまま改訂されておらず、CIFとCIPでは取得すべき貨物保険の補償水準が異なる。

◆対内直接投資

2019年の外為法改正のポイントは、①対内直接投資となる取引・行為の見直し、②事前届出業種の追加、③事前届出免除制度の導入、の3つである。

(1) 対内直接投資とは

改正後は、外国投資家が日本国内の法人等に対して行う、つぎの取引または行為を行う。下線部分が追加を含む改正点（書籍の変更点）である。

- ① 上場会社の株式または議決権の取得で、出資比率または議決権比率が1%以上とな

るもの。この比率は当該取得者と特別な関係（注）にある外国投資家の所有分を含む。

（注）特別な関係にある者とは、対内直接投資等を行う者と永続的な経済関係・親族関係（配偶者・直系血族）等にある者で、議決権の50%以上を保有している法人、株式取得者と共同して議決権等を行使することを合意している非居住者。

- ② 非上場会社の株式または持分を取得すること。ただし、他の外国投資家から非上場会社の株式または持分を譲り受けにより取得する行為は「特定取得」となり、「対内直接投資」には該当しない。
- ③ 個人が居住者であるときに取得した非上場会社の株式または持分を、非居住者となった後に外国投資家に譲渡すること。
- ④ 会社の事業目的の実質的な変更（総議決権数の3分の1以上を保有している場合）の同意や、取締役・監査役の選任、事業譲渡の議案についての同意。
- ⑤ 国内に支店、工場その他の事業所（駐在員事務所は除く）を設置、またはその種類や事業目的を実質的に変更すること。
- ⑥ 国内法人に対する1年超の金銭の貸付で、貸付後残高が1億円相当額超のもの。
- ⑦ 居住者法人からの事業の譲受け、吸収合併および合併による事業承継。
- ⑧ 上場会社等の株式への一任運用で、実質株式ベースの出資比率または議決権ベースの議決権比率が1%以上となるもの。
- ⑨ 他の株主が保有する議決権の代理行使を受任する行為で、上場会社の総議決権の10%以上となる代理行使の受任、または、非上場会社において、当該外国投資家以外の者が保有する議決権の代理行使の受任をする行為。
- ⑩ 議決権行使等権限の取得であって、当該取得後における取得者の実質保有等議決権ベースの議決権比率が1%以上となるもの。
- ⑪ 個人が居住者のときに取得した国内非上場会社の議決権を、非居住者になった後に外国投資家に議決権代理行使の委任をすること。
- ⑫ 上場会社の議決権を共同で行使することについて非居住者の同意を得ることで、同意後の合計議決権が10%以上となる場合

（2）対内直接投資の事前届出業種の追加

サイバーセキュリティ確保の観点から、従来の事前届出業種（武器・航空機、原子力等の製造等）に加え、あらたに、①情報処理関連の機器・部品製造業種、②ソフトウェア製造業種、③情報サービス関連業種、が追加された。さらに、新型コロナウイルス感染蔓延を踏まえ、国内医療産業の製造基盤の維持の観点から、本年6月には、感染症に対する医薬品に係る製造業及び高度管理医療機器に係る製造業が追加された。

（3）対内直接投資の事前届出免除制度の導入

一定の基準を遵守し、国の安全等を損なうおそれがないとみなされる対内直接投資については、事前届出が不要である。事前届出免除制度を利用した外国投資家は、一定の基準を遵守する必要があり、事後報告は対内直接投資を行った日から起算して45日以内

に提出する必要がある。

以上